

## 出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミヤ・コンゴ出血熱 ペスト 急性灰白髄炎 痘そう マールブルグ病 ラッサ熱 南米出血熱 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで  ※左記以外に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」及び「新感染症」は第一種感染症とみなす。
第二種	インフルエンザ  百日咳  麻疹（はしか）  流行性耳下腺炎（おたふく）  風しん（三日ばしか）  水痘（水ぼうそう）  咽頭結膜熱（プール熱）  新型コロナウイルス感染症  結核  髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで  特有の咳が消えるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで  解熱後3日を経過するまで  耳下腺、顎下腺または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで  発疹が消失するまで  すべての発疹が痂皮化するまで  発熱・咽頭痛・結膜炎等の主要症状消退後2日を経過するまで  発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで  病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 【その他の感染症】	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで

### 【その他の感染症】

感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・伝染性紅斑・带状疱疹・手足口病・ヘルパンギーナ等

※群馬県においては、第三種【その他の感染症】については、教育委員会通知（平成12年2月9日付）により定めないとしています。（出席停止の対象ではありません）